【議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について】

(一問目)

市議案第 | 2 | 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例の設定についてと市議案第 | 2 2 号市長等の給与に関する条例の 一部を改正する条例の設定について伺います。これまで、豊中市は市長等の特別職や 議員の期末手当の額を変更する場合、一般職の職員の給与に関する条例改正の附則で 行ってきたと思います。今回、議員および市長等の期末手当の変更を、一般職の職員 の給与に関する条例改正とは別の条例改正の議案として、それぞれ提出された理由を、 これまで附則で改正していた理由とあわせて教えて下さい。

<答弁>

議員及び市長等の特別職の期末手当の議会へのご提案方法についてですが、これまでは一般職とのバランス等を考慮し、人事院勧告に準拠した一般職の給与改正に伴う形で支給月数を改正するという考えのもと、一般職の給与改正に係る条例の附則にて一体的に措置してまいりました。

一方、今年度より、議員及び市長・副市長の期末手当については、特別職報酬等審議会の調査審議事項としており、同審議会から本年 | 1月 | 9日に受けました答申において、議員及び市長等のそれぞれの期末手当について、それぞれ現行の算定式によることが適当である旨のご意見をいただいております。こうした答申内容の他、これまでの議会における議論経過も踏まえまして、今回は、議員・特別職・一般職の改定について、別々の議案として提案しているところでございます。

(意見)

12月定例会の告示日に開会された議会運営委員会で、人事院勧告に係る給与改定関係議案を一括で審議すべきか否かで議論があり、その中で、去る11月19日付で出された特別職報酬等審議会の答申として、「議会の議員並びに市長及び副市長の期末手当及び市長及び副市長の期末手当の支給月数については、一般職の期末勤勉手当の支給月数の改定と連動させることが適当であるとの結論に至った」との総括がなされているので、一般職の職員と市長等の特別職並びに議員の期末手当の改定に関する議案は一括で審議することで良いとの意見があり、採決の結果、一括審議で行われることになりました。先程の答弁からすると、市長は特別職報酬等審議会からの答申内容とともに、これまでの議会における議論経過も踏まえて、今回は、議員・特別職・一般職の改定について、別々の議案として提案されたということで、市長としては、議員や特別職の期末手当に関しては、個別に議論をすることが望ましいと判断されたと理解させて頂きました。そのことについて、大変評価させて頂きます。